

2 0 0 6 年

海外地方行政視察

報 告 書

2 0 0 6 . 7

海外地方行政視察報告書

岩手県議会議員 高 橋 比奈子

1．日程及び訪問先

- (1) 日 程 平成 18 年 5 月 14 日（日）から平成 18 年 5 月 26 日（金）
- (2) 訪問先 ドイツ連邦共和国、スイス連邦及びイタリア共和国

2．視察の目的

- (1) ドイツ連邦共和国・ボンにおいて、E M（有用微生物群を共有させた微生物資材）を利用した有機農業の方策についての調査
- (2) スイス連邦・ルツェルン郊外において、有機農法と慣行農法についての比較調査
- (3) イタリア共和国・南チロル地方において、有機農法の調査及び E M の活用による資源循環型農業施策の調査
- (4) ドイツ連邦共和国・ミュンヘンにおいて、有機農業による農産物を原料とした食品加工の調査等をする目的で視察を行った。

3．主な視察先

- (1) ドイツ連邦共和国
 - E M I K O 社 E M センター
 - リッシンゲン城内のパン焼き工房
 - ボン郊外の有機農業酪農家
 - ボン郊外の E M 陶芸工房
 - ミュンヘン郊外のチーズ、食用オイル製造加工施設
- (2) スイス連邦
 - ルツェルン郊外の酪農・養鶏・有機園芸研修センター
 - ルツェルン郊外の有機農場及び慣行農場
 - ルッセンブルグ市ニーダホーダ社（飼料会社）
- (3) イタリア共和国
 - ザント・イン・タウファース町長表敬訪問
 - ザント・イン・タウファース町立プール・堆肥場・ゴミ集積場
 - バイオガス施設
 - ザント・イン・タウファース町の有機農家

視 察 調 査 の 状 況

*平成 18 年 5 月 15 日 フランクフルトより EMIKO 社 EM センター（ドイツ、ボン郊外ドッツホーフ・ハイマーツハイム市）へ

[ドイツの農業概況]

1、EMIKO 社社長ラインハルド・マウ氏とドイツの農業現状について意見交換

ドイツに限らず、特にヨーロッパでは有機農業を含む環境保全型農業はすでに広く定着しつつある。

地勢上の条件から中部・南部を中心として零細農家が多く、牧草・飼料栽培を基礎とした酪農・肉用牛飼育が多い。また旧東ドイツ地域を中心とした比較的平坦な地帯では、穀物・飼料作物と畜産の複合経営が多い。

農業就業人口（約 9,564 人）の総就業人口に占める割合（2.6%）は近年、雇用情勢が厳しいこともあり減少率はやや緩やかになっている。

農家戸数は約 47 万戸、平均経営面積は 36.3ha で旧西ドイツ地域は小規模の自作的家族経営が支配的であり、旧東ドイツ地域では、平均経営規模は 203.0ha と依然として非常に大きい。

主要農産物は、豚肉・牛肉・牛乳を中心とした畜産物であり、総生産額の約 6 割を占めている。穀物では、大麦・ライ麦の生産量の割合が比較的大きいことが特徴である。この他、てんさい・ホップの生産量が多い。農産物の自給率については、小麦・大麦・ばれいしょ等の基幹作物の自給率は上昇しており、砂糖・乳製品・牛肉等についても自給を達成している。

しかし、野菜・果実については、自給率が低く輸入に大きく依存している。

2．有機農業と E M（有用微生物群を共有させた微生物資材）

有機農法の組合（認定団体）は、シュタイナーの流れを継ぐデメーターとビオランドがあり、慣行農業約 80%と有機農業約 20%位ではと予想するが、どの農法でもどんな考えでも E M は使われ効果を上げてくれる。ヨーロッパの E M 活用は 7～8 年になり、その利用により病気にならなくなって収入が増え慣行農業→有機農業へと徐々に転換している。



左から桑原氏（通訳）高橋比奈子、ラインハルド・マウ社長

*平成 18 年 5 月 16 日 EMIKO 社 EM センター（ハマーツルム市）古城内パン焼き（ゲーメルシュタイン市）視察

1、EMIKO センター



2000 年 5 月 EMIKO 社創立
2005 年 EMIKO 農業技術会社に

EMIKO 社

EMIKO 社の工場

農業資材を始め、EM の元菌の製造、EM 関連商品を旧東ドイツに販売している。

2、EMIKO センター内の農場

従業員 20 人
4.5ha

小麦
さとう大根
小松菜

寒冷沙をかけた
サラダ用野菜



サラダ用野菜



苗作りのためのハウス

3、リッシンゲン城内のパン焼き工房（ゲーロルシュタイン市）

エムコ社提供の有機小麦を利用したパン製造。

昔ながらの薪ですべて手作りのパン製造は、地域でも途絶えていたため、失敗の繰り返しだった。薪をたく温度係、パンを焼く人など手分けして週二回焼き上げ評判を呼んでいる。

（ライ麦・大麦パンが主流）



*** 平成 18 年 5 月 17 日 酪農家（アイフェル地方）陶芸工房視察**

1．ボン郊外アイフェル地方

有機農場 ゲンツ家

1998 年、6 年前から EM 利用の酪農主体の有機農家

以前は慣行農業だったが 6 年前から EM を使用する。
（乳牛 90 頭）

- （1）病気が少なくなり、ストレスが少なく結果として医療費が極端に減った。
- （2）牛に与える肥料が少なくて済み、時間当たりの収入及び 1ha 当たりの収入が倍になった。
- （3）ハエがほとんど無く、牛舎内のいやな糞の匂いが無い。糞の状態が一定している。



2. ボン郊外コールシュルベン地方

陶芸家 タビット・モーゼス氏訪問



EM 処理した粘土は模様が出ていい土になる。又、捏ねたり、形を作ったりが非常に楽で製品の質も良い。

EM 入りの陶器に種を蒔き、水をかけておくと、2~3 日で芽が出る。



*平成 18 年 5 月 18 日スイス（チューリッヒ）へ。農場（ツルブ・ルック町）（ウォルフゼン町）ニヶ所視察

[スイスの農業概況]

1996 年スイスでは農業革命に関する新規条項の憲法への追加を国民投票により可決。いままで政府が行ってきた補助金方式による農業の保護から環境等を取り入れた生産者への直接支払いへの移行（つまり、環境を考慮した農作物生産を行うことが証明される農家に対する直接支払いを認可することとし、農作物には生産地・品質・生産方法・加工方法の明記が義務づけられる。）

スイス全体で 55,000 軒農家（酪農他）完全有機は 6,200 軒（12%弱）で生産農作物は、

（ BIO マーク ） 80%	2 大生協（ミグロとコープスイス）
10%	小規模なグループ
10%	ローカル組織

} で売り先が大別される。

ただし、慣行農業から有機農業へ移行するのに 5 年のはかかり、3~5 年の間は新しい規制（政府）で認証を受けるまで、自家牧草を使用できず、他から有機飼料を購入しなければならないので、農家はその間負担増を強いられている。

有機農業になるためのステップとしてはあるが、なかなか政府案通りには進んでいない状況である。

1、ルツェルン郊外

ツオルブルック地方 シュッツさん
(スイスの有機農業のパイオニア的存在)
酪農・養鶏・有機園芸研修センター

研修センターでは勉強会を開催。2005 年には延べ 760 人もの参加者があり、有機農業に対して関心の深さがうかがわれる。

ガーデニング(園芸)の専門誌スイスガーデンにも掲載され、本だけではなく体験する場所を提供している。



それぞれの農家で有機農家としての看板を掲げている。

* 30ha の面積で	$\left(\begin{array}{ll} 11\text{ha} & \text{森} \\ 19\text{ha} & \text{牧草} \end{array} \right)$	(飼育牛)
		16 頭 親牛 16 頭 子牛

* 年間 2 t のハーブを出荷

* 1 ha で小麦を生産、スイス工場へ 3 ~ 4 t 出荷
焼き上がりが良く、他の小麦と違う。

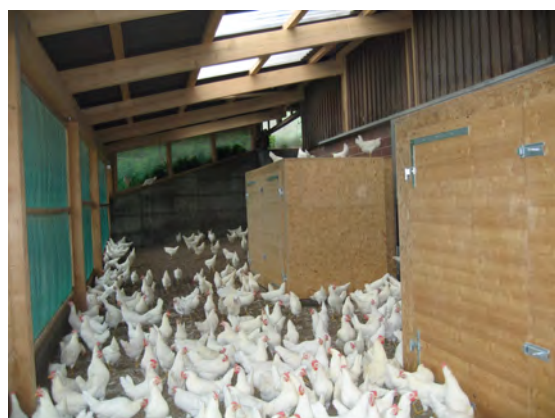
* 養鶏 4,000 羽

EM を使って養鶏では死亡率が極端に少なくなった。
つめの病気、毛の抜ける病気(牛)は 2 ~ 3 年で少なくなった。
結局のところ、年間を通じて医療費がかからなくなり利益が増えることとなる。



1746 年の木造建築物

シュッツさんによると、スイス全体の有機農家 12% の内 5 % が EM 活用していると推測されるという。



養鶏場の中

2、 ウォールフーゼン地方

慣行農場 フックス家

養鶏、酪農、サイレージ、畑作

飼料会社ニーダホーダ社製造のボカシ(飼料)を餌に入れ、養鶏及び子牛に与えたところ病気の発生率が減少した。

スイスで乳牛生産寿命は平均して4~5年であるが、EMの活用により8~10年生産期間が伸び、これは内臓機能が丈夫であることが実証される。

養鶏場では、成長に応じて部屋の仕切りを明確にし、4,000羽を効率的に生育している。スイス全体平均で卵を産む率は92%、死亡率4%だが、ここフックス家では98%と2%となっている。



フックス氏とニーダホーダ社の代表、担当者と

養卵は、80%スイス国内のBIO2大スーパーの一つミグロで看板商品として売られている。残り20%は個人向け。(日/4,000個)

養鶏の飼育の仕方では付加価値を付けて単価を上げ経営的にも安定している。

2003年5月から日中鶏小屋の温度が高温になる時間帯に特に気を配り、外に出す時間を制限している(インターガーデン)

鳥インフルエンザは、インターガーデン導入により、外気を充分取り入れをする構造になっているため、全く心配しないで済んだ。



ハエもニオイもない牛舎



巨大サイレージ



インターガーデン
涼しい環境を提案している鶏舎

*平成 18 年 5 月 19 日 ルツェル郊外農場二ヶ所 (シュトルゲルバッハ町)(アルビュン町) 視察。

1、シュトルゲルバッハ地方

有機農場 ヒルフィーカー家

有機農場・酪農・サイレージ・コンポスト・畑作

35ha { 7ha 野菜栽培 (人参、ほうれん草、いんげん、豆)
他 サイレージ用牧草地

9 年前から有機農業に取り組んでおり、4 年前から EM を活用し、3 年前から無耕期。微生物が充分土壌に入っていることが実証されているため、土壌自体がやわらかく土の表面だけをかるく右の機械を用いて耕している。

また、連作障害を回避するため 1 年目野菜、2 年目穀物、3 年目豆類のサイクルで畑作を行っている。(チッソ分の多い土作りに)

1ha 当たり 80 〃の糞尿を散布 (有用微生物混入) した牧草地では、特に根の張りが良く他の牧草と比べて丈も長い。慣行農家では収入面で 1 農家平均して 37,000 ~ 40,000 フランであるが、有機農家では 50,000 ~ 60,000 フランで収入増である。



ここで使用しているツメの浅い機械



広々とした牧草地で有機牧草を食べている牛



ほうれん草畑で



牧草地 根の張りが良く丈も長い

2、ルツェルン郊外

アルトビューロン地方

慣行農場 ツムビュール家

養豚と畑作（23ha 土地と 3ha 森林）

スイスのコンメタール地方の乳製品（チーズ）は 100 年もの歴史があり、有名な地域である。

お父さんが 1982 年～2003 年まで混合農業をしていたが、乳牛飼育を止めて養豚業に専念する。

現在、60 頭の親豚と 200 頭の豚を飼育。

2003 年からボカシ（飼料）を作り使い始める。

豚舎の仕切りをなくしてストレスを負荷しない方法を取り入れる。

また、ニーダホーダ社のボカシ（飼料）を食べさせることにより、1kg 体重を増やすため 10～15%消費が軽減、親豚 1 頭当たり年間生産が 19.5 頭→23.5 頭に増える。

牧草地では、あわ、ひえ、その他穀物を栽培しており 1ha 当たり 9.4t 収穫、質が良く非常に多い収穫である。家から出る糞尿など、資源を循環させて耕作地に戻すため有機には出来ず、有機の養豚は難しいとのコメント。



ツムビュールさんと養豚場へ入る前



豚の糞尿はタンクに貯蔵して牧草地に撒く



60 頭の親豚は広い部屋でのびのびと子育て



糞尿を循環させている小麦畑で
ツムビュールさんと

*平成18年5月20日 スイス、ニーダホーダ社（ルッセンブルグ市）視察

飼料会社の全景

スイスで1, 2の規模の会社(年間 15,000t 販売)
(ドイツ、オーストリア、イタリアへ提供している)



飼料を調合するライン
ロットをこのラインごとに貯蔵できる。
3年間すべてのサンプルを保存している。

有機の作物のみ調合して作られた飼料。
(BIO マーク)



*平成 18 年 5 月 2 1 日 町立プール、農家、バイオガス施設（ザント・イン・タウファース町）視察
（北イタリアの南チロルに位置する）

[イタリアの農業概況]

農地面積に占める有機農業実施面積の比率を国別にみると、2003 年 2 月の統計リヒテンシュタイン 17% オーストリア 11.3% イタリア 7.9% と上位三ヵ国がヨーロッパの国々であり、リヒテンシュタインがとりわけ国土面積自体ごく小さな国であることを勘案すると、イタリアは世界に冠たる有機農業大国であることが見てとれる。

近年の動向では、有機栽培面積は 1997 年 60 万 ha、98 年と 99 年には年間 20 万 ha 近い増加を示し、その後も年率 10% 強の伸びとなり、2001 年には 120 万 ha まで広がり 4 年でほぼ倍増している。

また、比較的若い層での取り組みが多く、平均経営面積を大きく上回る大規模層が有機農業の主たる担い手となっている。

このように、イタリアでの有機農業生産が急速に伸びたのは、EU 等からの支援がインセンティブとしての大きな役割を果たしたといえる。

その 1 つに、環境支払いによって農薬・化学肥料の削減、集約的生産から粗放的生産への転換、あわせて有機食品、農産物の流通等が統一されており、生協（最大シェア）小売店、直売へのルートが確立している。また、約三割は輸出されており、輸出向けの比率も高くなっている。

1. ザント・イン・タウファース町立プール

氷河及び地下水等には清流の自然水を利用したプールで、塩素処理をしない水が大小のプールに還流している。年間約 3 万人が利用し、5 月から 8 月まで一般に開放している。

水の浄化に EM を導入。そのきっかけは 2000 年この町の学校の授業で取り上げられた事。花壇、家庭の生ゴミ処理等で普及し始め、2002 年 10 月学校、町役場の公共機関が本格的に取り扱う。



近くの川から水を取り入れ、
自然の池のような町立プール



水源が入る場所

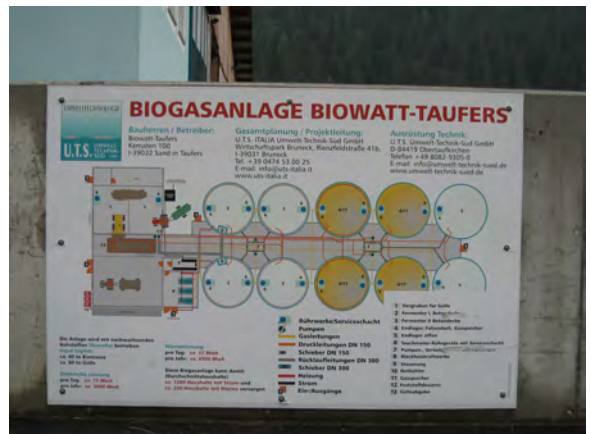
2. バイオガス施設

バイオワット所有（農協が経営）で近隣70軒、1日35tの畜産糞尿が集められ、ふすまを混ぜて発電、バイオガス抽出後、EMを添加処理された糞尿は畜産農家に戻され肥料として牧草に散布される。

この肥料を使用すると、とうもろこしの成長が約30%、実の大きさ、丈などが違うことが実証され、この成果から採算ベースに乗せるため、今後はどのように展開していくか検討中。



バイオガス施設前



バイオガスシステム図



糞尿タンク（処理済の）
全くにおいなし

3. ザント・イン・タウファース町

有機農家 インネンホーファー家
酪農（牛・羊）

EMの導入により牛の病気が減少し、乳の生産量も増え健康状態も良好。皮膚の病気にEMをハンドスプレーすれば、二週間位で治る。

牛舎ではハエもなく特有なにおいも全く感じられない。

この農家から出る糞尿は、バイオマス施設が収集、発電に利用される。その後堆肥はこの農家に戻され肥料として畑で使用される。



親子で経営している酪農家も多い

*平成 18 年 5 月 22 日タウファース町長表敬訪問、町の堆肥場、町立小・中学校、ゴミ集積場視察

1. ザント・イン・タウファース町長表敬訪問

ザント・イン・タウファース町は人口 5,000 人で観光と農業が主力経済。その内 2,500 人が町内で労働に従事し、その他 1,000 人が町外へ。失業者はゼロで雇用状態が良い。下水道が 98%完備されており、ゴミ（生ゴミ）については E M を使った堆肥工場へのシステムや水質浄化に数年前から積極的に取り組んでいる。

今後は、代替エネルギー（太陽エネルギーの発電所）の導入、交通量と排気ガスの関係を再検討課題においているとのこと。



インナ・ビッサー町長と（左から二番目）



EM で浄化している役場裏の池と水路



町長と懇談

2. ザント・イン・タウファース町立堆肥場・ゴミ集積場

ザント・イン・タウファースの町民が持ち込んだ家庭の生ゴミを E M によって堆肥化。出来た堆肥は町民が持ち帰り、家庭菜園及び農場に活用。（年間 1,000t の処理）

県から特殊な許可を得て、2 ヲ所の町から生ゴミが持ち込まれ処理されている。ここから出た液肥と E M を隣のサッカー場に散布している。

現在、悪臭に困っている隣のブルネック町でも E M を活用し、その結果により、全県での利用を検討中とのこと。



生ゴミを各家庭が持ってきて直ぐ E M を撒いている



スキー場用の降雪機で E M 散布



切りかえし用の機械
1 週間に 1 回機械の上部から E M 散布



堆肥場のスタッフ



堆肥完成（6 週間）



液肥を撒いたサッカー場



芝の茎が強く、密度も違う

3．ザント・イン・タウファース町立小・中学校

(6才～14才 在校生640人)

* Dr・ミューラー校長のコメント

イタリアでは現在教育制度改革が薦められている。これにより管理の仕事が増えて教育現場の仕事が出来ないというのが現状。うまく出来ないと給料がカットされる。

国は、教育関係と管理関係の二人の校長にする方向を示している。この学校でも二人目の校長採用をする予定だが、予算は今までの中でやらなければいけないので大変。また近隣の学校と7つの目標をたて、この改革のための話し合いを始めている。このため今年はEMの取組があまり出来ずに残念。



ミューラー校長先生より問題点等を話される

この学校が2000年にEMを取り入れた授業を始めたことがきっかけとなり、子ども達が家庭に持ち込み、現在では、人口5,000人の町の約500世帯にまで広がり、町立プール・堆肥場ゴミ集積所の施設へも広がった。



生徒と地域のボランティアの人々が共同で作った花壇



EM スクールマークと玄関前の 花壇

＊平成 18 年 5 月 23 日 移動日 ミュンヘン

＊平成 18 年 5 月 24 日 - ミュンヘン郊外での有機農業による農産物を原料とした食品製造の現状 -

酪農を主として業をなす農家が多く、牧草、穀物等の生産は自家飼料としてが盛んで、一部市場に出荷されているのが実情である。

また、地域（直径 50km 程度）の活性化をテーマとしてプロジェクトがあり、地域で生産された牛乳は、地域内でチーズに加工され、乳牛農家に卸され、これを販売することにより収入の増加がもたらされている。チーズ製品は、地域内で製造・加工・販売・消費というプロセスで循環され、製造と加工の中で有用微生物が使用されることにより、さらに牛乳の生産量と品質が向上、安全で高品質な製品（チーズ）が消費者に喜ばれている。

EM チーズというブランドで定着しており、このプロジェクトでは、4 件の農家が中心となり、去年は 5,000kg のチーズが製造された。

なお、このプロジェクトに参加している 4 件の畜産農家は生産された全ての牛乳をチーズ製造に回すのではなく、大部分は従来の牛乳製造に利用され、一部が専用の加工業者に渡されている。

これにより、チーズの生産過多にならないよう調整している。

また、同様のプロジェクトはナズナオイルの製造でも行われ 25 件の農家がナズナ栽培に参加している。従来、ナズナはディーゼルの代わりの燃料として農耕機器の運行に利用されるが、EM を使用することにより高品質の食用オイルに加工され農家にとっては新たな収入源となっている。

プロジェクトの目指すところ、各農家の新たな収入源になったことと同時に、地域の消費者に高品質、美味しく、安全なチーズが提供され、また、地域の経済も活性化するところである。



ミュンヘン郊外のあちこちに広がる
菜の花畑



山頂付近まで酪農家が点在

- 海外（EU）における有機農業の取組動向と実情 -

有機農業の作付面積（03年2月、IFOAM調べ）は多い頃に、イタリア 12,304ha、イギリス、ドイツ、スイス、オーストリアとなっており、耕地面積に占める有機農業作付面積比率では、オーストリア 11.30%、スイス 9.70%、イタリア 7.94%、ドイツ 3.70%で日本は約 0.1%で 96 カ国のうち 62 番目となっています。

こうした数字からうかがわれるようにヨーロッパのような冷涼な地域で雑草が生えにくく、病害虫が少ないこと等から地理的気候的条件が大きく影響しているとみることができます。

また、地理的気候的条件もさることながら、国の農業・環境等政策がこれを強力にサポートしていることもうかがうことができます。

これとは別に有機食品市場という観点で見た場合には 97 年から 00 年までの 3 年間で 2 倍と急拡大しており、アメリカが最大で 80 億ドル、日本とドイツが 25 億ドルでこれに続いています。

EU は有機農業の最先進地域ですが、その進展してきた大きな理由は共通農業政策 CAP（common agricultural policy）にあります。

CAP は、57 年に調印されたローマ条約（EU を設立する条約）に基づき 64 年から加盟国に適用されるようになったもので、農家の重要性、特殊性を重視し経済効果と非市場的な価値の両者を追求するとともに、農業生産者だけではなく消費者の利益にも留意した内容となっています。

農業の生産性の向上

農業従事者の生活水準の向上

市場の安定

農産物供給の確保

適切な供給価格の確保（ローマ条約 39 条）

又、運営面でも三つの原則によってなされています。

市場の統一（域内単一価格、自由流通の確保）

域内優先（域外の供給者よりも域内生産者を優先。域内他地域の余剰によっても需要を充足できない場合に輸入）

共通財政（EU の自己財源に農業財政）

CAP は又、さまざまな改革を経てきましたが、特に環境保全型への移行が特徴です。

つまり、

農薬、化学肥料の削減

集約的生産から粗放的生産への転換

単位面積当りの家畜飼養密度の低減

有機農業の導入

表 1 各国の耕地面積に占める有機農産物作付け面積の割合（上位 25 カ国）

（単位：％）			
リヒテンシュタイン	17.00	オーストラリア	2.31
オーストリア	11.30	エストニア	2.00
スイス	9.70	コスタリカ	2.00
イタリア	7.94	オランダ	1.94
フィンランド	6.60	アルゼンチン	1.89
デンマーク	6.51	ハンガリー	1.80
スウェーデン	6.30	ポルトガル	1.80
チェコ	5.09	ルクセンブルク	1.71
ウルグアイ	4.00	スペイン	1.66
イギリス	3.96	ベルギー	1.61
ドイツ	3.70	チリ	1.50
ノルウェー	2.62	フランス	1.40
スロバキア	2.40		

資料：M.Yussefi & H.Willer ed., The World of Organic Agriculture 2003:Statistics and Prospects(IFOAM)

注：2003 年 2 月、IFOAM 調べ

これらに取り組む農業者に対して EU および加盟国政府から環境支払いが行われています。この環境支払いが有機農業や減農薬、減化学肥料栽培への取り組みの大きなインセンティブとなっています。

環境支払いの内容については、厳しい規則があり規則に基づきプログラムに参加している契約農業者に対して直接支払いが行われていますが、契約期間は最低 5 年間で、環境支払いの基礎項目としては

農薬、化学肥料使用を減少したことにもなう単収減による所得損失分の補償

牧草地造成のための追加費用の支給

多くの農業者が環境保全事業に参加するために必要なインセンティブを与える

例えば

600 ユーロ / ha 25ha の場合とすれば $600 \text{ ユーロ} \times 140 \text{ 円} \times 25\text{ha} = 210 \text{ 万円} / \text{年}$ の支払いになります。

実際に農家が受け取っている助成金は、環境支払いだけでなく多くの助成があり、これらの農家所得に占める割合は大きく、助成金なくしては EU 農業を維持することは困難であるといえます。

なお、環境支払いのうち、開発の遅れた所得の低い地域については EU から事業費の 75%、所得水準の高い地域や国については 50% が支出されます。

すなわち、助成金というインセンティブにより、環境への対策レベルを向上させれば、それに見合った所得補填が可能であり、有機農業への取組が盛んになると考えられます。

さて、日本での有機農業の取組はどうでしょうか。

* 参考

国内の総生産量と格付数量（平成 16 年度）

区 分	総生産量	格付数量（国内）	有機の割合
野菜	16,179,000 t	29,674 t	0.18%
果樹	3,457,000 t	2,029 t	0.06%
米	8,730,000 t	10,400 t	0.12%
麦	1,059,000 t	732 t	0.07%
大豆	163,000 t	639 t	0.39%
緑茶（荒茶）	100,700 t	1,664 t	1.65%
その他の農産物	164,000 t	2,290 t	1.40%
合 計	29,852,700 t	47,428 t	0.16%

注：総生産量は平成 16 年度食料需給表（概算値）（緑茶（荒茶）の総生産量は農林水産省統計部の公表値）

まず、各野菜・米・大豆等の国内の総生産量と格付数量（有機の割合）の図をご覧になれば一目瞭然です。これは取りもなおさず、食料自給率の低下、農業者の高齢化や農地面積の減少、農村活力の低下とともに環境負荷がもたらしてきた一因であることもいえます。

このため、99 年に施行された食料・農業・農村基本法では、食料の安定供給、農村の振興に加えて農業の持続的発展、多面的機能の発揮を柱として掲げてきたわけですが、有機農業を含む環境保全型農業の進展は遅々としており有機食品ブームといわれながらもかなりのものが輸入品によって賄われているのが実態です。

以上のとおり、EU 諸国の有機農業に対しての取組み方と現場を視察したわけですが、日本でできる方法を模索しながら提案していきたいと思います。

<参考資料>

視察国の農業所得と予算等一覧

	農家 1 戸あたり農業所得 (ドル)	農業予算額	農業予算が予算全体に占める割合	有機農業の割合 (%)
				面 積
E U	47,822	471 億ユーロ	49.7	-
ドイツ	96,610	120 億ユーロ	4.6	3.70
イタリア	22,981	67 億ユーロ	1.0	7.94
スイス	42,855	41 億フラン	5.1	9.70
日 本	10,804	22611 億円	2.8	0.16
その他	農業所得として比較できる統計数値がなかったことから「農業総生産等 / 農家 (農場) 数」で便宜的に算出した	EU、ドイツ、イタリア 2003 年 スイス 2001 年 日本 2005 年度 スイスは農林水産業予算		ドイツ、イタリア、スイス 2003 年 日本のみ 2004 年度で生産量中の割合
出 典	農林水産省「ポケット農林水産統計 2005」スイスのみ「農林水産省 HP」	農林水産省「ポケット農林水産統計 2005」 スイスのみ「世界国勢図会 2005/06」		農林金融 2004.11「イタリアの有機農業、そして地域社会農業」第 1 表各国の耕作面積に占める有機農産物作付面積の割合 日本のみ農林水産省 HP「平成 16 年度認定事業者にかかる格付実績」

有機農業の割合のうち、EU 分不明。

{ その他資料 }

ドイツの障害者用トイレ



木製のオムツ交換台

(使用する際に、開いた状態)



(収納した状態)